

日置市へ転入して 住宅取得された方 補助金があります

過疎地域移住 定住促進事業 を紹介します！

移住↓定住のチャンス！

1 補助対象

- ① **補助対象地区**において移住定住を目的とした住宅取得（新築・物件購入）・住宅リフォームなど一定（15万円以上）の費用負担を行い、市外から転入（当該住居へ転居した日から遡って3年以内の転入まで対象）した方。
- ② 転入時において、世帯責任者が55歳以下の方は単身でも対象とし、56歳以上65歳以下の方は、生計を同じくする配偶者または、18歳以下の扶養者を有していること。
※ 56歳以上65歳以下の対象の方は、補助上限額の50%
- ③ 補助対象経費は、「①」の費用で経費の3分の2を補助額とし、補助上限額は「3補助対象地区および補助上限額」を参照。
- ④ 自治会に加入すること。 ⑤ 市税等市の徴収金に滞納がないこと。
- ⑥ 住宅を取得した日から5年以上居住すること。
- ⑦ 本市を転出してから1年以内の本市への再転入者でないこと。
- ⑧ 移住定住計画承認申請は、当該居住地へ転居する前に提出すること。
- ⑨ 日置市空き家改修事業費補助金との併用はできません

2 手続きの流れ

	流れ	注意事項
①	建築請負契約等↓	移住定住の計画が固まる
②	移住定住計画承認申請↓	定住住宅への転居前に提出
③	計画承認↓	市から承認
④	定住物件へ転居↓	住民票の異動
⑤	補助金交付申請↓	登記も済ませた後
⑥	補助金の交付決定と振込↓	請求書の提出が必要

ゆるう〜くつながり ひおきを楽しもう！



ひおきカメカメ団

ひおきカメカメ団に登録し、日置市とゆるう〜くつながってみませんか？ お試し住宅も利用でき楽しい交流イベントも計画中だよ！

ひおきへん！
カメカメ
団(A'w)カメ

ひおきと 検索

日置市関係人口ポータルサイト「ひおきと」
日置市を想うすべての人に

3 補助対象地区および補助上限額(補助基本額+扶養加算の合算額)

※56歳以上65歳以下の対象者の場合は、合算額の50%が上限

<p>補助対象地区</p> <p><u>伊集院町市街地等以外のエリア</u> が補助対象となります。</p> <p> エリアが市街地等エリア (伊集院地区の一部及び妙円寺地区)</p>	 <p>このマップは26地区のエリアを表示しています。</p>
<p>補助基本額</p> <p>20万円</p>	
<p>■ 児童扶養加算 18歳以下の扶養者を有する場合、一人当たり10万円加算</p> <p>■ 市内業者加算 市内業者による新築、リフォームを行った場合10万円加算</p>	

4 移住定住計画承認申請に必要なもの

- ① 住民票謄本※世帯主との続柄を記載したもの
- ② 建築請負契約書または売買契約書の写し
- ③ 住宅の付近見取図及び各階平面図など

5 補助金交付申請に必要なもの

- ① 住民票謄本※世帯主との続柄を記載したもの
- ② 定住および自治会加入に関する誓約書
- ③ 住宅の登記事項証明書(原則所有は申請者)

6 お問い合わせ先

本 庁 地域づくり課 定住促進係
099-248-9408

東市来支所 地域振興課 自治振興係
099-274-2112

日吉支所 地域振興課 自治振興係
099-292-2112

吹上支所 地域振興課 自治振興係
099-296-2112

